

県所管介護サービス事業者 代表者 様

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局
介護サービス指導課長
(公印省略)

令和7年度和歌山県介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業補助金に係る
申請手続きについて

平素より、県高齢者福祉行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

今般、介護従事者に対して幅広く賃上げ支援を実施し、生産性向上や協働化に取り組む介護サービス事業所等の介護職員に対して賃上げ支援を上乗せするとともに、介護職員について、職場環境改善に取り組む介護サービス事業所等の支援を行うため、標記補助金を交付します。

つきましては、補助金の交付を希望される場合は、下記のとおり介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業計画書（以下「計画書」という。）の提出をお願いします。

記

1. 提出方法

【提出物】

(1) 計画書（別紙様式1）※

基本情報入力シート、総括表（別紙様式1-1、1-2）、個票（別紙様式1-3）

※計画書は**本県専用様式（きのくに介護 de ネット掲載様式）**をご使用ください。

（その他様式は受付できませんのでご注意ください。）

(2) 支払口座の通帳写し（通帳の表紙、2ページ目の口座情報が記載された見開きページ）

【提出先】

<p>和歌山県介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業補助金審査事務局 (メール) shogu@c-blessyou.com (郵 送) 〒640-8033 和歌山市本町1丁目2番地 Wajima 本町ビル5階 連絡先：073-425-8788</p>
--

<メール> 件名に「【提出】介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業補助金（申請者名）」と記載してください。

<郵 送> 事業者控えが必要な場合は、計画書を2部+返信用封筒（切手貼付）を同封ください。

<全 体> 事務局到着後2営業日以内を目途に受付完了通知を行いますので、通知が送られていない場合は事務局へご確認ください。

【交付要綱、計画書について】

交付要綱及び計画書は、きのくに介護deネットに掲載しております。

きのくに介護deネット → 注目情報 → 令和7年度和歌山県介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業補助金について

2. 提出期限 **令和8年4月17日（金）**（事務局必着）

3. 補助金交付対象サービス

別紙1（国実施要綱から抜粋）表1～3に該当するサービス

※（介護予防）訪問看護、（介護予防）訪問リハビリテーション、居宅介護支援、介護予防支援が今回新たに補助金の対象となりました。

※（介護予防）福祉用具貸与、特定（介護予防）福祉用具販売、（介護予防）居宅療養管理指導は補助金の対象となりません。

4. 交付要件及び対象経費

サービスごとに要件等が異なるため、詳細はきのくに介護deネット（URL：<https://wave.pref.wakayama.lg.jp/kaigodenet/careprov/careref/01kaigodenetR6/tinnage/tinnagehojyokin.html>）をご参照ください。

5. 計画書作成にあたってのお問合せ先

○制度に関すること

介護職員等処遇改善加算等 厚生労働省コールセンター

電話番号：050-3733-0222（土日・祝日含む、9～18時）

○様式に関すること

和歌山県介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業補助金審査事務局

電話番号：073-425-8788（平日9～17時）

6. その他留意すべき事項

- ・補助金の交付時期は令和8年6月ごろを予定しています。
補助金額は事務局から通知し、支払いは県から法人ごとに行う予定です。
- ・計画書提出時点で廃止、休止となることが明らかになっている事業所や、令和8年4月以降に新規開設された事業所については、本補助金の対象外です。
- ・実績報告の提出は、令和8年12月28日（月）を期限とする予定です。様式等の詳細は改めてご案内します。

和歌山県 福祉保健部 福祉保健政策局

介護サービス指導課

TEL：073-441-2527

FAX：073-441-2516

別紙 1

表 1 介護保険事業費補助金（介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業）対象サービス（6（1）に該当するサービス）

1 サービス区分	交付率				
	2 ①+②+③ (うち賃金改善経費分)	3 ①+③ (うち賃金改善経費分)	4 ① (うち賃金改善経費分)	5 (参考) ②	6 (参考) ③
訪問介護	26.4% (21.6%)	20.4% (15.6%)	15.6% (15.6%)	6.0%	4.8%
夜間対応型訪問介護	20.4% (17.4%)	16.2% (13.2%)	13.2% (13.2%)	4.2%	3.0%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	20.4% (17.4%)	16.2% (13.2%)	13.2% (13.2%)	4.2%	3.0%
(介護予防) 訪問入浴介護	20.4% (17.4%)	16.2% (13.2%)	13.2% (13.2%)	4.2%	3.0%
通所介護	19.2% (16.2%)	15.6% (12.6%)	12.6% (12.6%)	3.6%	3.0%
地域密着型通所介護	24.6% (21.0%)	20.4% (16.8%)	16.8% (16.8%)	4.2%	3.6%
(介護予防) 通所リハビリテーション	16.8% (14.4%)	13.8% (11.4%)	11.4% (11.4%)	3.0%	2.4%
(介護予防) 認知症対応型通所介護	34.8% (28.8%)	27.6% (21.6%)	21.6% (21.6%)	7.2%	6.0%

注 介護予防・日常生活支援総合事業によるサービスを行う事業所は、第一号訪問事業は訪問介護と、第一号通所事業は通所介護と同じとする。

注 短期利用型サービスも含む。

表2 介護保険事業費補助金（介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業）対象サービス（6（2）に該当するサービス）

1 サービス区分	交付率				
	2 ①+②+③ (うち賃金改善経費分)	3 ①+③ (うち賃金改善経費分)	4 ① (うち賃金改善経費分)	5 (参考) ②	6 (参考) ③
(介護予防) 特定施設入居者生活介護	21.0% (17.4%)	16.8% (13.2%)	13.2% (13.2%)	4.2%	3.6%
地域密着型特定施設入居者生活介護	21.0% (17.4%)	16.8% (13.2%)	13.2% (13.2%)	4.2%	3.6%
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	24.0% (19.2%)	18.6% (13.8%)	13.8% (13.8%)	5.4%	4.8%
看護小規模多機能型居宅介護	18.0% (15.0%)	14.4% (11.4%)	11.4% (11.4%)	3.6%	3.0%
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	27.0% (21.6%)	20.4% (15.0%)	15.0% (15.0%)	6.6%	5.4%
介護福祉施設サービス	23.4% (19.2%)	18.6% (14.4%)	14.4% (14.4%)	4.8%	4.2%
地域密着型介護老人福祉施設	23.4% (19.2%)	18.6% (14.4%)	14.4% (14.4%)	4.8%	4.2%
(介護予防) 短期入所生活介護	23.4% (19.2%)	18.6% (14.4%)	14.4% (14.4%)	4.8%	4.2%
介護保健施設サービス	15.6% (13.2%)	12.6% (10.2%)	10.2% (10.2%)	3.0%	2.4%
(介護予防) 短期入所療養介護（老健）	15.6% (13.2%)	12.6% (10.2%)	10.2% (10.2%)	3.0%	2.4%
介護医療院サービス	10.8% (9.6%)	9.0% (7.8%)	7.8% (7.8%)	1.8%	1.2%
(介護予防) 短期入所療養介護 (病院等・医療院)	10.8% (9.6%)	9.0% (7.8%)	7.8% (7.8%)	1.8%	1.2%

注 短期利用型サービスも含む。

表 3

1 サービス区分	2 交付率 (うち賃金改善経費分)
(介護予防) 訪問看護	13.2% (13.2%)
(介護予防) 訪問リハビリテーション	10.8% (10.8%)
居宅介護支援、介護予防支援	15.0% (15.0%)

注 介護予防・日常生活支援総合事業による第一号介護予防支援事業を行う事業所は、居宅介護支援、介護予防支援と同じとする。

表 4 介護保険事業費補助金（介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業）非対象サービス

1 サービス区分	2 交付率
(介護予防) 福祉用具貸与、特定（介護予防）福祉用具販売、 (介護予防) 居宅療養管理指導	0%

介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善事業

介護職員は最大月額 **1.9万円** (※) 相当、
介護職員以外も月額 **1.0万円** (※) 相当を、
いずれも6か月分補助します。

賃上げ
支援!

※常勤換算の職員一人当たりの金額。平均的な職員配置を元に設定した交付率を総報酬に乗じて補助します。

以下のステップに沿って申請してみませんか?

① まずは所在地の **都道府県** に届け出ましょう!

※指定権者が市区町村でも、申請先は都道府県です。申請様式等は各都道府県のHP等でご確認ください。

申請時点では要件が揃って
いなくてもOK!

② 補助金額に相当する **職員の賃金改善** を行いましょう!

※特にR7年度内に支給を受ける場合、R8.3までに賃金改善等を行う必要があります。申請様式に記載した見込額の賃金改善等を補助金の支給を待たずに行うこともご検討ください。

③ 以下の **生産性向上等に係る取組の1つ** を行いましょう!

※処遇改善加算を未取得の場合は、以下の取組に加え、処遇改善加算の取得も必要です。

訪問、通所サービス等は

- ケアプランデータ連携システムへの加入



加入のご相談はこちら



施設サービス等は

- 生産性向上推進体制加算の取得



取得要件等はこちら



④ 都道府県の定める期限までに **実績報告** をしましょう!

処遇改善加算や本事業について
不明点がある

専用コールセンター

050-3733-0222

受付時間:9:00~18:00(土日・祝日含む)

賃金配分方法や算定要件について、
専門家と個別に相談をしたい

処遇改善加算 個別相談支援

専門の社労士に無料で個別相談しましょう!

<https://kaigo-shogukaizen.mhlw.go.jp>



介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善事業

介護職員以外の職員にも
月額 **1.0万円** (※) 相当を、
6か月分補助します。

対象拡大!

- ・訪問看護
- ・居宅介護支援
- ・訪問リハ
- ・介護予防支援

※常勤換算の職員一人当たりの金額。平均的な職員配置を元に設定した交付率を総報酬に乗じて補助します。

以下のステップに沿って申請してみませんか？

① まずは所在地の 都道府県 に届け出ましょう!

※指定権者が市区町村でも、申請先は都道府県です。申請様式等は各都道府県のHP等でご確認ください。

申請時点では要件が揃って
いなくてもOK!

② 補助金額に相当する 職員の賃金改善 を行いましょう!

※特にR7年度内に支給を受ける場合、R8.3までに賃金改善等を行う必要があります。申請様式に記載した見込額の賃金改善等を補助金の支給を待たずに行うこともご検討ください。

以下の

③ 生産性向上等に係る取組のいずれかを行いましょう!

ケアプランデータ連携システムへの加入

加入のご相談はこちら



- 処遇改善加算IVに準ずる要件
- ※任用要件・賃金体系の整備、研修等の実施、職場環境等要件



④ 都道府県の定める期限までに 実績報告 をしましょう!

処遇改善加算や本事業について
不明点がある

専用コールセンター

050-3733-0222
受付時間: 9:00~18:00(土日・祝日含む)

賃金配分方法や算定要件について、
専門家と個別に相談をしたい

処遇改善加算 個別相談支援

専門の社労士に無料で個別相談しましょう!
<https://kaigo-shogukaizen.mhlw.go.jp>

